

静岡市ふるさと農力チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、農業者の所得及び営農意欲の向上を図り、もって農業の振興その他地域の活性化に寄与するため、ふるさと農力チャレンジ事業を行う農業者、農業法人及び農業者等の組織する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

ア 市内に住所を有し、かつ、市内に居住していること。

イ 市内に農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地をいう。以下同じ。）を所有し、又は借り受けていること。

ウ 現に農業を営み、又は当該年度内に営農を開始しようとする者であること。

(2) 農業法人 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第2条第1項に規定する農業法人であって、市内に事業所を有し、かつ、市内で主に営農活動を行うものをいう。

(3) 農業者等が組織する団体 構成員の2分の1以上が農業者である団体をいう。

(4) ふるさと農力チャレンジ事業 1次産業としての農業、2次産業としての製造業又は3次産業としての小売業等の事業を組み合わせることにより、農産物に新たな価値を付与する事業であって次に掲げるものをいう。

ア 農産物の加工用の機械又は器具を新たに導入する事業

イ 農産物の加工、販売等を行う施設を整備する事業

ウ 農産物の加工、販売等の手法について調査又は研究を行う事業

エ 農産物の加工、販売等に関する講習会を開催する事業

オ 農産物の販売、販路拡大等を目的としたイベント等に出展する事業

カ 農産物の販売、販路拡大等を目的としたイベントを開催する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、農業者、農業法人又は農業者等が組織する団体であって市長が必要があると認める必要があると認めるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ふるさと農力チャレンジ事業を新たに行う事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定めるところにより算出された額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとするものは、ふるさと農力チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業概要書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、ふるさと農力チャレンジ事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を決定をしない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめふるさと農力チャレンジ事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類のうち市長が必要があると認めるものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わない補助事業の変更であって、市長が軽微な変更であると認めるものについては、この限りでない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、ふるさと農力チャレンジ事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、ふるさと農力チャレンジ事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定

の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、ふるさと農力チャレンジ事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による通知を受けたものは、請求書を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第15条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付を受けようとするものは、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- （2）補助事業者は、第12条の規定による実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- （3）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （4）市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
第2条第4号アに規定する事業	機械器具費及び設置工事費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	50万円
第2条第4号イに規定する事業	機械器具費及び設置工事費		
第2条第4号ウに規定する事業	消耗品費、材料費、委託費並びに使用料及び賃借料		
第2条第4号エに規定する事業	消耗品費、委託費、使用料及び賃借料並びに報償費		
第2条第4号オに規定する事業	消耗品費、委託費並びに使用料及び賃借料		
第2条第4号カに規定する事業	消耗品費、委託費、使用料及び賃借料、印刷製本費並びに報償費		